

区立保育所等における不適切事案等の 未然防止、再発防止及び発生時の対応について

区立の保育園、児童館、学童クラブ等（以下「区立保育所等」という。）における不適切事案等の未然防止、再発防止及び発生時の対応について、子どもの安全確保を最優先に、改正児童福祉法の趣旨を踏まえ、不適切事案等への対応の考え方及び流れを整理しましたので、報告します。

1 背景及び目的

(1) 背景

- 区立保育園での子どもの抜け出しや、学童クラブでのおやつ提供誤りなどの事故が発生し、再発防止と対応の点検・整理が改めて必要となった。
- 児童福祉法等の一部改正（令和7年10月1日施行）により、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の仕組みが整備され、通報受理後の初動対応、情報収集、事実確認及び安全確保に関する対応の強化が求められている。
- これらを踏まえ、法改正の趣旨及び国が示すガイドライン等に沿って、不適切事案（虐待及び虐待等が疑われる事案を含み、不適切な保育、子どもの安全・権利に影響し得る事案をいう。）及び事故（施設の活動中に子どもの生命・身体に危険が生じた、又は生じるおそれのある出来事をいう。）を総称して、「不適切事案等」とし、その再発防止及び発生時の迅速な対応策を改めて整理した。

(2) 目的

子どもの安全を最優先に、区立保育所等における不適切事案等の未然防止及び再発防止を徹底するとともに、事案発生時の初動対応、事実確認、保護者対応、指導改善、審議会等への報告、公表までを一連の手順として明確化し、関係者が共通の認識のもとで、組織的かつ適切に対応することを目的とする。

2 不適切事案等の未然防止及び再発防止

子どもの安全を最優先とし、不適切事案等の未然防止及び再発防止に向け、既に実施しているものを含め、以下のとおり総合的な対策を講ずる。

(1) 安全な環境・運営体制の確保

重大事故（午睡、外遊び、園外活動、プール、食事、アレルギー対応等子どもの生命等

に重大な影響が生じ、又は生じるおそれが高い事故（死亡、重篤な後遺症等）をいう。）の事故事例・再発防止策の共有を行うなど、リスクを事前に想定した環境づくり・運営体制の充実を図る。また、施設内外の危険箇所点検を定期実施し、改善記録を残すことを徹底する。

(2) 職員の専門性・資質の向上

職員の危険予知能力の向上を図るため、安全確保・事故対応に関し、虐待サインの把握、子どもの権利保障、適切なかかわり等を含めた実践的な研修を実施する。

(3) 緊急時の対応の確認

事故・虐待疑い等の発生時に備え、行動マニュアル、通報・報告ルート、初動対応を明確化するとともに、保護者連絡の標準手順（連絡主体、説明内容、記録、説明の手順）を再点検し、職員間で訓練する。

(4) 相談・通報窓口の周知

職員、保護者、地域からの相談・通報窓口を周知するとともに、通報・相談を受けた場合は、緊急性の判断、事実確認、指導・勧告等、再発防止につなげる。

3 不適切事案等の発生時の対応

事案が発生した際は、子どもの安全確保を最優先とする。そのうえで、事故については、迅速に、不適切事案については、調査等により行為の適否を判断し、対応する。

(1) 受付

施設からの第一報、保護者・第三者からの通報等を受けた場合は、関係部署において、緊急性を判断した上で、直ちに、子どもの安全確保を実施する。安全を確保したのち、不適切事案か事故かに応じて、下記の対応に移行する。

(2) 初動対応

事故の場合は、緊急の応急措置を優先して検討・実施する。不適切事案が疑われる場合は、必要に応じて、関係機関と連携等を行い、状況に応じて、迅速かつ適切な措置を検討・実施する。

(3) 事実確認

不適切事案が疑われる場合及び事故が発生した場合は、所管課は、現地確認、関係者聴取、記録確認等により事実を把握し、必要に応じて学識経験者等の助言を得る。虐待等の疑いがある場合は、国が示すガイドライン等に沿って、通報受理後に確認すべき事項、個人情報取扱い等に留意して対応する。

(4) 保護者への対応

事故等で直ちに説明が必要な場合は、当該子どもの保護者に対して、現時点で判明している事実、対応の方針、今後の見通しを説明する。施設全体の保護者への周知については、事案の性質・影響を踏まえ、被害者の意向及び二次被害の防止等に配慮し、範囲・内容・時期を調整する。不適切事案が疑われる場合は、調査状況に応じて、事実と推測を分け、当該子どもの年齢や発達を踏まえ、子どもと保護者の意向と二次被害等が生じないように配慮して説明する。

(5) 指導・有識者の意見聴取

必要に応じて、学識経験者等の意見を聴取し、その助言を踏まえて施設への指導・改善

措置を行う。指導等に当たっては、是正の期限、改善計画、再点検方法を明確化し、履行状況を確認する。

(6) 再発防止策の実施

職員配置、運営手順、危険箇所の再点検を行い、点検の結果を踏まえ、マニュアル改訂、研修強化、環境改善等必要な対応を図る。点検の実施後は、巡回訪問等により、改善状況を確認し、必要に応じて追加措置を講ずる。

4 児童福祉審議会等への報告

次のいずれかに該当するときは、講じた措置の内容等を整理し、学識経験者等に報告し、助言を受ける。なお、区立児童相談所の開設後は、設置する児童福祉審議会に報告する。

- ・ 虐待が疑われる事案があったとき及び虐待の事実確認や施設への指導・改善等の措置を講じたとき
- ・ 重大事故、又は重大事故につながるおそれがある事案で、子どもの安全に大きく影響を及ぼすもの
- ・ その他、専門的判断を要し、第三者の助言を受けることが適当と認めるもの

5 不適切事案等の公表

区が策定した「事件・事故等に係る情報の公表に関するガイドライン」に基づき、被害等の態様や程度、社会的影響の大きさ等を勘案し、緊急性や重大性が高いと区が判断したものについては、速やかに報道機関等へ情報提供するとともに、区公式ホームページ等で公表する。ただし、公表することにより、被害者に不利益をもたらす、又は警察等の捜査等に支障を来すおそれがある場合等は、一部削除又は一般化して公表し、若しくは非公表とする。

また、虐待の状況等を定期的かつ的確に把握し、虐待の防止等に向けた取組を着実に進めるため、次の事項について、集計したうえで区公式ホームページに、毎年度、公表する。

- ・ 区立保育所等において発生した虐待の状況、虐待に対して区が講じた措置等
- ・ 国等が示す死亡、重篤な後遺症が見込まれる事故など、子どもの生命・身体に重大な影響が生じた、又は生じるおそれが高い重大事故
- ・ その他、特に子どもの安全確保の観点から区民への周知が必要と認めるもの

6 その他

私立保育園、幼稚園等で虐待の疑いや重大事故が発生した場合は、法令に基づき、上記3の事案発生時の対応を行うほか、上記4及び5に該当するときは、児童福祉審議会等に報告するとともに、公表を行う。